

公益信託 山路ふみ子奨学基金
2020年度 奨学生募集要項

1.応募資格	当基金が指定する高等学校（全日制）に在学し、学業、人物とも優秀でかつ健康である生徒で、その保護者が交通事故以外の原因により死亡し又は著しい後遺障害があることにより、学資の支弁が困難と認められる者。
2.応募手続	奨学生を志望する者は、以下の提出書類を受託者（三井住友信託銀行）宛提出してください。 (1) 提出書類 奨学生願書（本人） 奨学生推薦書（学校長） 収入を証明する書類（給与・自営：源泉徴収票または確定申告書 上記以外：年金裁定(改定)通知書、生活保護決定通知書、児童扶養手当証書 等を提出。全て(写)で可。） ※書類は返却いたしません。 (2) 提出期間 2020年4月1日（水）～ 2020年5月15日（金） （当日消印有効）
3. 募集人員	1年生20名を募集します。但し、各高校からの推薦は1名とします。
4. 奨学金支給額・ 支給方法・支給期間	(1) 支給月額 2万円（当基金の奨学金は返還不要です。） (2) 支給方法 原則として毎年4月、7月、10月、1月に3ヶ月分を銀行振込の方法により支給します。但し、初回は8月に6ヶ月分を合せて支給します。 (3) 支給期間 2020年4月から正規の最短修業期間とします。
5.選考および選考結果の通知	(1) 奨学生については、願書、推薦書等に基づき、当基金の運営委員会において選考します。 (2) 選考の結果は、採用・不採用に関わらず在学高等学校長を通じて書面で通知します。
6.異動の届出	奨学生又はその親権者等は、次の各号のひとつに該当することとなった場合には、すみやかにその旨をこの公益信託の受託者に届け出てください。 (1) 休学、復学、転学、又は退学したとき (2) 本人又は親権者等の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき (3) 奨学生が死亡したとき
7.奨学金の支給停止又は廃止	奨学生が休学したとき、および学業または性行などの状況により補導上必要があると認められたとき、更に病気などのために成業の見込みがなくなったときなどの場合は、その状況に応じ、停止又は廃止します。 この場合、受領済みの奨学金があるときは、奨学生は当該事由発生以後に相当する金額をすみやかにこの公益信託の受託者に返還してください。 尚、在学する高等学校を退学した場合には、奨学金を廃止します。
8.その他	その他支給方法等詳細については、原則として本基金奨学金支給規程に基づき取り扱います。 尚、採用された奨学生につきましては、この公益信託の受託者より所属校の学校長宛に毎学年末に奨学生について所定の生活状況報告書を所属校において作成のうえ、受託者宛に提出するよう依頼いたしますので、ご承知おき下さい。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
 山路ふみ子奨学基金 申請口
 TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919